「ピクニック・ラボ　in　しょうぶ沼公園」キッチンカー出店要領

1　目　　的

「北綾瀬駅周辺地区地区まちづくり計画」の整備方針にある「しょうぶ沼公園を活用した地域交流拠点と水とみどりのネットワーク形成」に向けて、令和7年度から公園活用を検討する試行調査に取り組んでいます。

本試行調査は、公園でのキッチンカーの出店を通じて、出店者や公園利用者にご意見を伺うなど、公園占用ルールや、運営方法を検討するものです。

2　開催期間

令和８年１０月９日(金)～１１月１日(日)の「金曜、土曜、日曜、祝日」　１３日間
午前１２時（正午）　～　午後８時

3　会　　場

しょうぶ沼公園（北綾瀬駅前、足立区谷中二丁目4番）【別図参照】

4　主 催 者

足立区　まちづくり課・パークイノベーション推進課

5　申込方法

オンライン申請システムからお申込みください。ただし、オンライン申請が利用できない理由等がある場合は、「16　問い合わせ先」へご相談ください。

(1)足立区オンライン申請システム

URL＝　https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/5610

(2)申請時に必要な添付データ（ファイル形式：JPEG、PNG、GIF、TIFF 等）

①　保健所の営業許可書(都内一円に限る)の写し
②　上記①の営業許可を取得した車両の車検証の写し
③　SNS 用の店舗 PR 写真（メイン商材など１枚以上）

(3)申請期限　　**令和８年９月６日(日)　２３時５９分まで**

6　決定通知

令和8年9月11日頃、出店者へ申込時にご登録いただいたメールアドレスに出店日等を通知いたします。

※machi@city.adachi.tokyo.jp からメールをお送りいたします。受信設定をご確認ください。

7　応募条件【重要】

(1)　本要領についてよく理解し、遵守すること。
(2)　区　又は　区が委託する事業者による試行調査（アンケートやヒアリング等）に協力すること。
(3)　出店の可否、出店場所及びスケジュールは主催者が決定します。応募状況によりご希望に添えないこともございますので、あらかじめご了承ください。
(4)　公序良俗に反しない内容であること。
(5)　反社会的勢力、宗教活動、政治活動またはネットワークビジネスの関係者による出店は一切禁じます。
(6)　食品衛生管理者の資格を有していること。

（7） 試行調査のため売上を補償することはできません。また、天候等に関わりなく、出店者の仕入、経費等の一切を負担しかねますのでご了承ください。

8　出店料

本試行調査への協力を条件とするため、出店料はかかりません。

9　出店場所

別図の場所に1日あたり2台の出店を予定しています。詳細は決定通知でお知らせいたします。

10　営業時間

営業可能時間は午前12時（正午）～午後8時です。
申請時に営業時間を報告してください。営業時間は厳守してください。

11　販売品目

販売することができる品目は、以下のものとします。

品目	備考
保健所が販売を認める飲食物	保健所の営業許可書（都内一円に限る）の写しをご提出ください。
酒類 ※提供方法によって条件あり ※詳しくは主催者までお問い合わせください。	【注ぐまたは開栓して提供する場合】 →税務署への届出不要
	【未開栓のまま提供する場合】 →酒類製造者または酒類販売業者であることかつ、出店者から税務署へ届出をすることが必要

12　車両の搬入出

（1）時間

① **搬入　午前１１時から**
② **搬出　午後９時まで**
※　搬入出経路は別図を参照ください。
※　搬入出経路を厳守してください。なお、当日の会場の状況により変更する場合があります。
※　搬入出経路以外は絶対に乗り入れないでください。
※　指定時間より前にご来場いただいても入場できませんので、あらかじめご了承ください。

（2）出入口の鍵の解錠・施錠

出入口の車止め柵はダイアル錠で管理しています。搬入出時以外は施錠してください。
※ダイアル錠の番号は決定通知とあわせて、ご連絡いたします。

（3）車両

会場内に乗り入れ可能な台数は、**1申請につき1台です。**
なお、イベント会場内に乗り入れる車両は、原則2トン車までです。

13　物品管理

（1）出店の準備と撤収作業は各開催日ごとにお願いします。連日出店する場合も同様です。
（2）物品の管理は各出店者の責任となります。紛失・毀損した場合等の責任は負いません。
（3）**出店場所の後片付け・清掃は念入りに行い、原状復帰をお願いいたします。**

14　注意事項

（1）出店取消

①円滑な運営のため、主催者からの指示にはただちに従ってください。指示に従わない場合には、その場で出店を取り消す場合があります。
②保健所および消防署から不備を指摘された場合にはただちに是正してください。指導に従わない場合は出店を取り消します。
③出店の取消が行使された場合、出店者の仕入れや、その他経費等の一切につき、主催者は負担いたしません。なお、出店を取り消された場合、次回以降の足立区が主催するイベントへの出店は認めませんので、ご注意ください。

（2）販売・広告
①出店に関する権限について、他のものに転貸または営業委託、もしくは名義貸しなどをすることは禁止です。
②本取組の趣旨から逸脱するような販売行為、販売数量等はご遠慮下さい。
③テーブル1台分程度（約幅45cm）の車両前面スペースのみ車両外の販売を認めます。車両側面、背面での販売は認めません。
④電源設備は、主催者側で用意できないため、必要な場合はポータブル電源等（バッテリー推奨）による自前での持込対応をお願いいたします。
⑤水道設備はございませんので、ご了承お願いいたします。
⑥発電機を使用する場合は、住宅が近接しているため、防音対策をお願いいたします。
⑦火気（油）を使用する場合は、床をブルーシート等で養生するようお願いいたします。
⑧売り歩きや各自の車両前以外でのビラ配りなどの営業行為は禁止です。
⑨看板やのぼり等、過剰な広告掲示は禁止です。
⑩車両内での喫煙及び飲酒は禁止です。

（3）アレルゲン表示
①食品に含まれるアレルゲン（特定原材料9品目＋特定原材料に準ずる20品目）は別紙を参照の上、目立つところに表示してください。
②包装された食品の販売にも、アレルギー表示が必要です。
③事故防止のため、**試食の提供は一切禁止**とします。

（4）衛生管理
①車両から出たごみ及び出店者が出したごみ（お客様の分も含む）は、開催日ごとに出店者が責任をもってお持ち帰りください。
②出店者ごとにごみ箱を車両近くのわかりやすい位置に設置し、回収してください。
③関係法令を遵守し、衛生管理を徹底してください。

（5）事故等
①出店当日、来場者もしくは出店者同士のトラブル等について、主催者は一切責任を負いません。
②原則、出店責任者は出店場所に常駐し、緊急時等に主催者と連絡が取れる体制を整えてください。
③会場内では人身事故・物損事故のないよう十分注意願います。タイルブロック・樹木・芝生・透水官・光ファイバーケーブル等の会場施設や主催者が用意した物品・設備等に損害を与えた場合には実費にて原状回復していただきます。
④会場周辺への路上駐車は絶対にしないでください。違反駐車についてはただちに警察に通報します。

（6）賠償責任保険加入のお願い
出店を希望する団体・企業で、賠償責任保険未加入の場合は、加入をお薦めします。賠償責任保険加入・未加入を問わず、出店者が原因による事故（食中毒や異物混入による怪我等）が発生した場合は、出店者がその責任を負い、当事者間で解決していただくことになりますのでご注意ください。

（7）SDGsの取組へのお願い
現場での調理加工がある品目については、リユース容器または紙製等のエコ容器を使用していただき、レジ袋等を可能な範囲で使用しないようご協力をお願いいたします。

15　雨天時等の対応

(1)荒天などの場合は中止とする。
(2)荒天などによる中止の判断は、各開催日の前日午後5時までに決定いたします。中止の場合は、区担当者から代表者の方へ電話(繋がらない場合はメール)にて連絡します。
(3)雨天時の出店の判断は各出店者で決定してください。
(4)雨天等により出店を取りやめる場合は、必ず当日午前10時までに「16 問い合わせ先」のメールアドレスに連絡をしてください。
(5)天災、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情により主催者が開催または内容を変更する場合があります。

16　問い合わせ先

足立区都市建設部まちづくり課東部地区係　　担当:齋藤、小幡
〒120－8510　足立区中央本町1－17－1　足立区役所内　南館4階
TEL:03－3880－5441　　メールアドレス:machi@city.adachi.tokyo.jp

別 図

搬入出経路案内図

広域図



キッチンカー出店場所

樹木の植込みに沿って配置



2026年6月開催の様子

出入口の解錠・施錠時間

開錠：午前11時

施錠：午後９時

拡大図



自転車や歩行者の通行が多いので、公園の出入口付近は十分に注意してください。

別 紙

表示例



アレルゲン表示の注意点

●目立つところに表示してください。

●調理工程の一部に市販品（ソースやしょうゆ、マヨネーズなど）を使用する場合は、その市販品に記載されている食品表示を確認し、その商品に含まれるアレルゲンも記載してください。

●調理加工の無い販売品目の場合は、商品それぞれへの食品表示も必ず行ってください。